

神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

1. 神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、市行動計画)改定の経緯

(1)改定の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)に基づき、平成26(2014)年6月に市行動計画を策定している。

新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、政府行動計画が令和6(2024)年7月に改定され、これを受け、兵庫県において令和7(2025)年3月に県行動計画が改定された。

本市においても令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症対策については対応検証結果報告を行っており、これらを踏まえ市行動計画を改定した。

(2)有識者会議の開催

特措法に基づき、感染症等に関する専門家からなる有識者会議を令和7年6月～11月にかけて4回開催し、改定案に対する議論等を実施した。

(3)市民意見募集等の実施

①市民意見募集

実施期間:令和7年9月16日～10月15日

結果:意見なし

②県に対する意見聴取

結果:意見なし

2. 改定のポイント

(1)政府行動計画及び県行動計画に基づく改定対応(全国一律の改定)

- ・新型コロナウイルスや新型インフルエンザ、それら以外の呼吸器感染症も想定した幅広い感染症対策
- ・対策項目ごとに各段階(準備期、初動期、対応期)に分けて記載
- ・対策項目の拡充(6項目から13項目)

①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、

⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、

⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬市民生活・市民経済

※下線項目が新規

(2)本市における改定対応

①政府計画及び県行動計画を踏まえ、本市の対応内容を記載

②神戸市新型コロナウイルス感染症対策対応検証結果報告の内容を反映

〔 実践的な訓練の実施、感染症早期探知地域連携システム(感染症神戸モデル)等による情報収集・分析、検査体制の拡充、柔軟なワクチン接種体制の構築、感染症にかかる人材育成、ICTの活用など 〕

3. 市行動計画の内容

(1) 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 各対策項目の主な取り組み

① 実施体制

- ・実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、国、県及び関係機関等との情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、連携体制を強化する。
- ・有事には、迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、市対策本部において対応方針を決定する。

② 情報収集・分析

- ・感染症インテリジェンス体制(国、県等と連携した情報収集・分析体制)を構築する。
- ・有事には、国等による病原体の性状や発生状況等の分析に加え、市内の発生状況や市民生活及び市民の社会経済活動の状況を把握し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

③ サーベイランス

- ・関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランスの実施体制を構築する。
- ・平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。
- ・偏見・差別等は許されないことや偽・誤情報等について適切に情報提供・共有する。

⑤ 水際対策

- ・国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等、対応を準備する時間を確保するため、国と連携し、健康監視等を実施する。

⑥ まん延防止

- ・感染症早期探知地域連携システム(感染症神戸モデル)を活用して、感染拡大のスピードやピークを可能な限り抑制し、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化するため必要に応じてまん延防止対策を講じる。
- ・状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び市民の社会経済活動への影響の軽減を図る。

⑦ワクチン

- ・科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。
- ・医療関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を平時から進め、有事には速やかに接種体制を構築する。

⑧医療

- ・市予防計画等に基づき、有事に適切な医療提供体制を確保するため、関係機関との連携体制を構築する。
- ・有事には、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保する。

⑨治療薬・治療法

- ・平時から、国及び県と連携し、治療薬等の研究開発推進と抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制整備に協力する。
- ・治療薬・治療法の普及に向け、医療機関等に迅速に情報提供・共有する。

⑩検査

- ・適切な検査の実施により、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えにつなげる。
- ・機器や資材の確保、関係機関との連携構築等、平時から計画的に検査体制を整備し、有事には検査体制を早期に立ち上げ、病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針を情報提供・共有する。

⑪保健

- ・効果的な感染症対策を実施するため、保健所及び健康科学研究所において、検査、積極的疫学調査、入院調整、移送、健康観察等を行う。
- ・平時から、有事に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化に取り組む。

⑫物資

- ・平時から、感染症対策物資等の備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策等を実施する。

⑬市民生活・市民の社会経済活動

- ・平時から、事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける
- ・有事には、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。